

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外184名

1 審被告 関西電力株式会社

上 申 書

2018年1月22日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

一審被告は、平成30年1月15日付け「弁論再開の申立に対する意見書」において、芦田譲氏の意見書¹（甲581）に対して何ら具体的に反論することなく、従前の主張を抽象的に繰り返すに過ぎない。

石井氏と芦田氏という物理探査学会の元会長2名を含む3人もの専門家が、異口同音に、一審被告の地盤調査の結果（乙49のスライド17等）では「地下構造が成層かつ均質」などとは到底評価できず、むしろ断層等の特異な構造の存在が示されているとの科学的知見を示したことは、本件原発の安全設計及びこれに対する安全審査の根幹を揺るがすきわめて重要な意味をもっており、これを無視して判決に至れば著しい審理不尽の誹りを免れないことは、もはや誰の目にも明らかである。

なお、一審原告は、一審被告による調査の問題点をさらに詳細に明らかにした専門家の意見書を作成し、平成30年2月中頃までに提出する予定である。

したがって、弁論再開の判断はその提出を待つてなされたい。

以 上

¹ 同意見書は、一審被告の地盤調査の結果（乙49のスライド17）によれば、「地下構造が成層かつ均質」などとは到底評価できないとの科学的知見を示し、三次元調査の必要性を述べ、一審被告による調査が調査ガイドに違反していることを明らかにしたものである。